



地第10548号

令和7年3月12日

事業者各位

敦賀市福祉保健部地域福祉課長



障がいのある方に対する合理的配慮の提供について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市の福祉の増進につきまして多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、令和3年4月から「敦賀市手話言語条例」及び「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」を施行しており、これらの条例では、市内の事業者に対して、下記の事項を行っていただくよう規定しています。

また、令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者においても合理的配慮が法定義務化されました。

つきましては、これらの趣旨を御理解の上、障がいのある方に対する合理的配慮の提供について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本市では、耳が聞こえない方や聞こえづらい方、話し言葉でのコミュニケーションが困難な方が安心してお手続きできるよう、市役所窓口で遠隔手話通訳サービスのタブレットや筆談用ボード、コミュニケーションボード等を設置しています。コミュニケーションボード（裏面に見本あり）は、市ホームページにて公開しておりますので、合理的配慮の方法として、ぜひ御活用ください。

記

市条例

- ①ろう者が利用しやすいサービスへの心掛け
- ②ろう者が働きやすい環境の整備のため、意思疎通に対して必要な措置を講ずること
- ③障がいのある方の障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように合理的配慮を行うこと

※ 合理的配慮とは・・・社会の中にあるバリアを取り除くために、障がいのある方から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応が求められるもの。（段差の解消や筆談での意思疎通等）

【問合せ先】

敦賀市福祉保健部地域福祉課
障がい福祉推進係 橋本、谷口
電話 22-8176

《コミュニケーションボード見本》

《指さしでお示ください》

くちもと み
口元が見えないので
ひつだん ねが
筆談をお願いします



スマートフォンに
にゅうりよく
入力してください



おお こえ
大きな声で
ゆっくり
はな
話してください



もういちど
せつめい
説明してください

じゅんばん き
順番が来たら
よ
呼んでください

1	6
2	7
3	8
4	9
5	0
はい	いいえ

 敦賀市

《指さしでお示ください》

くちもと み
口元が見えないので
ひつだん ねが
筆談をお願いします



スマートフォンに
にゅうりよく
入力してください



おお こえ
大きな声で
ゆっくり
はな
話してください



あたた
温めてください



おしぼりをください



ゆうりよう ぶんくろ が
有料レジ袋を買います



わ
割りばしをください



レジ袋
いりません



1	6
2	7
3	8
4	9
5	0
はい	いいえ

 敦賀市